

亀山市告示第30号

亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月22日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱の一部を改正する告示

亀山市契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年亀山市告示第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱」を「亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱」に、「指名停止措置要綱」を「資格（指名）停止措置要綱」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。